

# 2018年10月1日から、 一般教育訓練給付金制度を適用開始!!

## 一般教育訓練給付金制度とは？

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講、修了した場合、本人自ら教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)をハローワーク(公共職業安定所)から支給します。

## 支給額は？

教育訓練経費の最大20%(上限10万円)が給付金として支給されます。

## 支給対象者は？

雇用保険の被保険者として3年以上雇用されている方、また、雇用されていた方となります。

※初めて給付金申請をされる方は1年以上であれば可

## 対象講習会

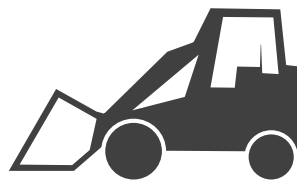
### フォークリフト運転技能講習



受講料・テキスト代 28,620円(税込)

**給付予定金額 5,724円**

### ショベルローダー等運転技能講習



受講料・テキスト代 50,436円(税込)

**給付予定金額 10,087円**

## 制度利用の流れ

講習会  
申込

講習会  
受講

講習会  
修了

給付金  
申請

給付金  
支給

教育訓練給付金制度の  
申出をお願いします。

受講修了日の翌日から1ヶ月以内に、  
必要な書類をご記入頂き、原則、お客様の  
の住居所を管轄するハローワークに  
ご提出ください。

## 公益社団法人愛知労働基準協会

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目9番26号  
ポラ名古屋ビル8階

TEL 052-221-1436  
FAX 052-221-1440

※必ず、ハローワークの最新情報もご確認ください。  
ハローワークインターネットサービス：  
<https://www.hellowork.go.jp/index.html>

# 一般教育訓練給付金制度とは

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、**雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする**雇用保険の給付制度です。厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講、修了した場合、本人自ら教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)をハローワーク(公共職業安定所)から支給します。

※本人自らが教育訓練経費を負担した場合のみ。

会社が負担したものを本人が給付金申請又は、給付金受給した場合は不正受給となりますのでご注意ください。

## 支給額

教育訓練経費の最大20%(上限10万円)が給付金として支給されます。※4千円を超えない場合は給付金は支給されません。

## 対象者

- ・在職者：雇用保険の被保険者として3年以上雇用されている方  
(初めて給付金の支給を受けようとする方は1年以上あれば可)
- ・離職者：離職されてから1年以内で、かつ離職前に雇用保険の被保険者として3年以上雇用されていた方  
(初めて給付金の支給を受けようとする方は1年以上あれば可)

※過去に給付金を受給したことがある場合、過去の受講開始日以降から3年以上にならないと、新たな支給申請を行うことはできません。また、同時に複数の給付金申請を行うことはできません。

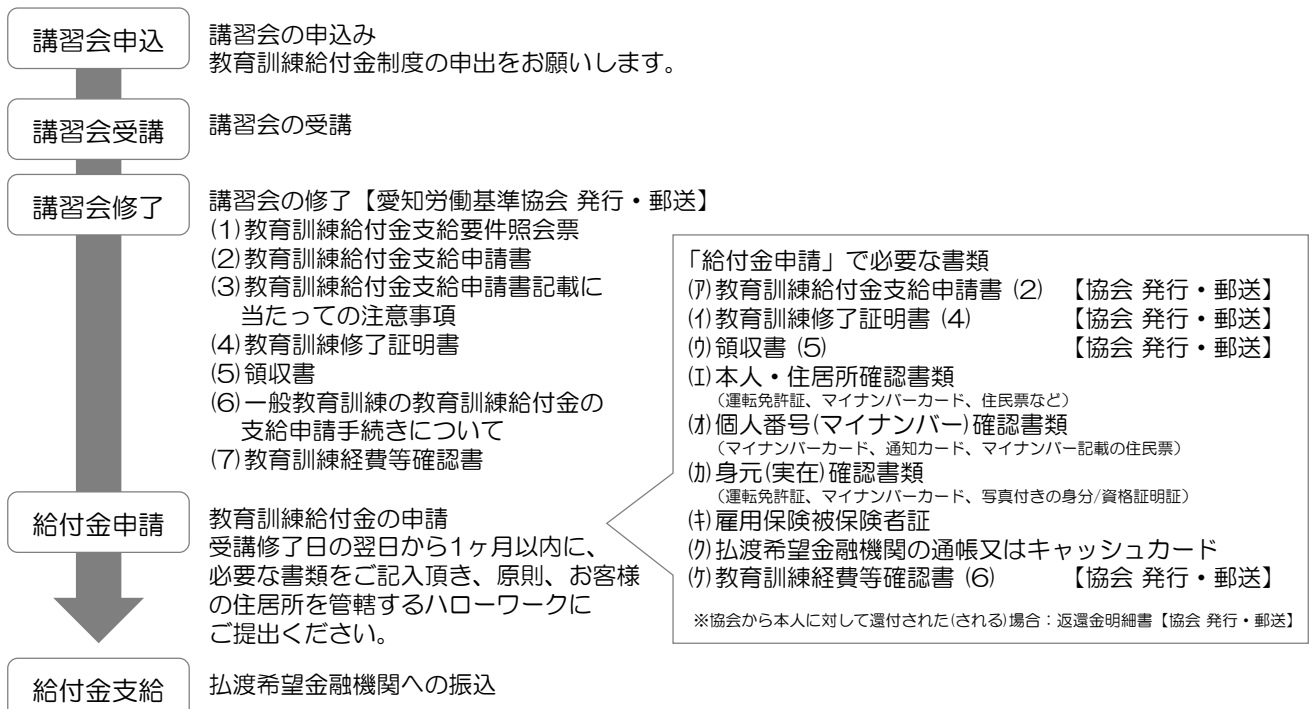
※支給対象であるかご不明な方は、ハローワークに確認して頂くことになります。

確認で必要となる書類「教育訓練給付金支給要件照会票」をご記入頂き、お客様の住居を管轄するハローワークにご提出ください。

## 対象講習会

・フォークリフト運転技能講習	受講料・テキスト代 28,620円(税込)	給付予定金額	5,724円
・ショベルローダー等運転技能講習	受講料・テキスト代 50,436円(税込)	給付予定金額	10,087円

## 制度利用の流れ



※必ず、ハローワークの最新情報もご確認ください。

ハローワークインターネットサービス：<https://www.hellowork.go.jp/index.html>